



保健室利用の九か条

- 第一条** 授業中の利用は原則として急な病気やけがのみです。来室する時は、担任・教科担任の先生に連絡をして来室します。
- 第二条** 休み時間中に来室する時は次の授業の先生に連絡をして来室します。
- 第三条** 部活中のけがで、来室する時は、顧問の先生に連絡をして来室します。
- 第四条** 来室する時は、原則保健常任委員が付き添って来室します。
- 第五条** 保健室での休養は一時間以内が原則です。
- 第六条** 保健室では内服薬（飲み薬）は与えません。
- 第七条** 保健室での処置は原則として応急処置のみを行います。その後の治療は家庭の管理のもと、医療機関で行います。
- 第八条** 気になること、相談事がある場合は、気楽に来室してください。
- 第九条** 養護教諭が不在の時は学年の先生・職員室の先生に相談して下さい。